

大阪府地方税財政制度研究会 概要

日時：平成 20 年 11 月 14 日（金）10 時～12 時

場所：査定室（本館 4 階）

議題：「大阪府財政研究会（中間報告）」について

出席委員：齊藤 慎委員（大阪大学大学院経済学研究科教授）

中井英雄委員（近畿大学経済学部教授）

林 宏昭委員（関西大学経済学部教授）

矢野秀利委員（関西大学社会学部教授）

【委員の主な意見】

全体

- テーマによって、あるべき姿を結論にしているものと現実にはここまでしかできないという結論になっているもののが混在していて、わかりにくい。あるべき姿を書いた上で現状ではできないとするのか、全て現状を踏まえここまでしかできないと書くのか、どちらかに統一すべき。
- 府の財政状況を踏まえ、あるべき論はあるが、現状はあるべき論を全て活かせる状態にはないということを最初に書いておくべき。

1 「収入の範囲」の「収入」とは

- 地方公共団体の役割は資源配分であるので、この観点から、地方債をどう扱うかに尽きる。予算を經常予算と資本予算に分けるとすれば、經常予算については地方債を発行すべきではないが、資本予算については借入れを認めるということになる。地方債には 2 種類あって、1 つは建設事業債で、もう一つは公営企業債。建設事業債のように社会資本整備の財源になるものは、将来を見通して每期、減債基金に積み立て、それが社会資本の耐用年数と対応していれば、問題はなく、「収入」である。公営企業債の場合は、料金を徴収する範囲で企業債を発行することが大原則。また、借換えを行う場合であっても、当初の社会資本の耐用年数に対応した長さを上限にしないと、財政規律が乱れる。借換えは、耐用年数の少し前くらいで止めるべき。
- 公営企業が黒字になり余剰金があるならば、出資金や繰出金を償還すべき。府本体が赤字である一方、公営企業が黒字である場合、法律上できるかど

うかは別として、出資金や繰出金を償還してもらうということも考えられる。

- 赤字公債については、例外的としか考えられず、地方公共団体では「収入」ではない。
- 建設事業であれば、地方債が発行できるから事業を行うのではなく、公共事業が必要だから地方債を発行しようということのはず。発行できなければ事業をやめられる。逆に、水道管が破裂したら、やらないといけない。それが、収入の範囲を超えているからできないとは言えない。
- 『自治体経営』の観点から「収入の範囲内で予算を組む」ために・・・とあるが、民間企業でも借入れは行うが、借入れは「収入」には入らない。府が置かれている厳しい財政状況を考えれば、これ以上悪化させないために、限定的に考えざるを得ない部分と、逆に幅広に考えないと「収入」の範囲内に収まらない部分があるという説明が抜けている。
- 「収入」の区分をするときに、国庫支出金のように、事業を実施しなければ入ってこないものと、人件費のように絶対に支出するものを同じ扱いで議論していいのか。
- 原則を最終的な目標にするが、現状は異常な状態で予算を組まざるを得ないということ、きちりと整理しておくべき。現状がしんどいから財政運営上何でもありというのは通らない。

2 退職手当債をどのように考えるか

- 退職手当債を発行するということは、収入が足りていないということ。退職手当という、支出しなければならないものに対して収入が足りないから発行せざるを得ないわけであり、ルールの範囲内であれば発行できるとするのは、順序が違うのではないか。(発行せずに止められるものは、「収入」から外すべき。)
- 退職手当の積立てをしてこなかったのも、やむを得ず退職手当債に頼らざるを得ないということを示さないと、財政規律がなくなる。どこが赤字であるのかははっきりさせておくべき。
- 退職手当が平成 25、26 年度くらいで収束するのであれば、退職手当債の発行はかなり例外的な措置として考えるべき。
- 最終的には「収入」に含めていいが、この収入があるから退職手当を払えるわけではなく、払わなければならないから借金をするということを明らかにすべき。
- これからの退職手当のための積立てと、これまで発行した退職手当債の償還のどちらを優先するかといえば、もちろん、退職手当債の償還。

- 退職手当の財源として、どの部分を退職手当債で賄うのかはつきりすべき。今後 1,000 億円超の支給が必要な時期が続くが、全て退職手当債で賄うことにならないはず。例えば、過去の平準的な額を超える部分を対象にすることが考えられる。次の新しい財政規律として、その部分を退職手当債で賄い、残りは「収入」の範囲内で対応するとの整理ができるのではないか。
- 「C」を、「補完的な『収入』」とだけするのではなく、「臨時的な『収入』」としてどうか。

3 基金の活用について

- 基金の取崩しと借入れはどれだけ違うのか。取り崩したことにするのか、借り入れたことにするだけの違いではないのか。実質的な違いがよくわからない。

4 各種引当金を積むべきか

- 退職手当は給料の後払い。毎年退職のために給料の一部を積み立てていき、払うというのが基本的スタンス。企業は退職給与引当金を積んでいるが、公共部門はそれができないにすぎない。府民の理解が得られるかどうかは別にして、積み立てておくのが当然。企業と公共部門の違いをどう説明するか。
- バブルの頃に黒字分を基金に積んでいたが、きちんと退職手当用の引当金として積まなかったことに問題があった。将来は過去を教訓として、引当金を積むべき。

5 独自の財政指標のあり方

- 決算に関する指標が乱立している中では、新たな指標を設定するのではなく、今ある指標の水準に議論を集約すべき。府独自で設定しても、他府県と比較しなければ、その見方についての説明が必要になる。
- (IV) について、経常収支比率に問題があるから、こう修正すべきということで、先導的にやることはいい。
- 経常収支比率について、今の現状から何%を目標にするとしたほうがわかりやすい。
- 経常収支比率が 95%や 100%の団体は、どの指標を出しても厳しいはず。
- 経常収支比率が国の財源対策の影響を受けることを難点としているが、大なり小なり他団体にも影響はある。
- スプレッドの問題に言及していないことが気になる。そこがないと何のために指標を作るのか。スプレッドにより格付けがなされ、その分が金利負

担に跳ね返るが、これが分かりやすいターゲットではないか。

- 新たな財政指標を作るのであれば、様々な概念を組み合わせで独自の指標を作るというよりは、全国的に作成される総務省モデルの貸借対照表や行政コスト計算書などと組み合わせで作ったほうがよい。そうすれば、大阪府発の指標として定着するかもしれないし、聞く方もなぜ新しい指標を作ったのか理解がしやすい。経常収支比率の一部を変えるというのは、他団体には奇異に映るかもしれない。
- 府債残高については、建設事業債と赤字公債に分けて指標化し、第一ターゲットは赤字公債を極力抑制し、最終的にはゼロにすることとしてはどうか。
- 指標は他団体との比較ができるものが必要。国の指標で見たら悪いが、大阪府は行革を頑張っている、あるいは余裕があるところと比べると行革を頑張っているなど、相対的な比較ができるものがある。
- 地方財政計画の扱いで大きな影響を受ける神奈川県、愛知県、大阪府は別の指標があるのではないか。

6 将来推計をどこまで行うべきか

- 将来推計については、税制改正により財政状況が一変するので、あまり長く推計しても意味がない。
- 試算の前提条件には、将来について見通しやすいものと、見通しにくいものと、その中間のものがあり、ばらつきがある。退職手当や人件費、公債費はある程度計算できるが、逆に税金は大きく変動するもの。全てを同じ確度のある情報として並べるは適切ではないのでは。全部並べて、最後收支を出すのに引き算をしているが、引き算の確度がどの程度かは判断が難しい。ただ、「試算は一パターンとしながらも、前提条件の変動による収支上の概ねの影響をあわせて明らか」にするとあるので、これも一つの方法である。確度が高くなく、分散が大きいということは明確にしておくべき。
- 推計の改訂の都度、前提条件を「十分な検証」を行うとあるが、難しいのではないか。推計する際、普通はある程度固めの数字にするので、「十分な検証」を行い、前提を過去の実態に合わせて変えれば、いきなり税金が落ちれば対応できないということがあり得る。「十分な検証」で正しい方向にいけばいいが、本来的には固めの推計がいいのではないか。

9 行政コスト計算をどこまで行うべきか

- 一人あたりのコストを出すことについては海外でもよくやられているが、

どの費用を出すのかが課題。市町村は一人当たりのごみ処理費などをざっと並べるのでわかりやすいし、アナウンス効果もある。括弧書きの部分（税負担分とそれ以外分）を出すものによっては批判もあり得る。費用の抑制が必要と考えるものを、住民一人あたりコストだけ出すとよくわかる。どういう指標を採るかは慎重に判断すべき。5つくらいならアナウンス効果があるのではないか。

10 メリットシステムについて

- 行革努力分を財政調整基金に入れる理由がわからない。その部分は別にした方がいいのではないか。混ぜてしまうと、財政調整基金の意味が違ってくるのではないか。別の基金を作った方が、どれだけ節約したかわかる。

16 財務諸表のあり方

- 役所と民間企業の目的や役割が違うことをはっきりとさせておくべき。
- 財務諸表を作るときに、土地など購入時の価格のまま載っているものなどを、一度きっちりと焼き直しをしなければならない。それを一回やることは有意義。
- 不必要なものまで時価評価することはない。今の総務省モデルは、いくつかの点で疑問がある。どこまで企業会計と同様にやる必要があるのかわからない。そのうち、総務省から別モデルが出てこないとも限らない。
- 府が固定資産をどんどん売却・精算するのであれば企業会計でいいが、基本的には売却できない財産であり、その点が企業とは違う。
- いざとなれば、民間は、資産を売ってでも利益を出すということ。そこは、民間と公共部門で根本的に違う。

※読みやすいように事務局で編集している。